

7 減免の対象となる障害の程度と申請に必要な書類（添付書類）

A 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方

障害者手帳等の区分			身体障害者手帳		戦傷病者手帳	
運転者			本人	生計同一者	本人	生計同一者
障害の 区分 と 程度	視覚障害		1、2、3級及び4級の1		特別、第1、第2、第3、第4項症	
	聴覚障害		2、3級			
	平衡機能障害		3級			
	音声機能障害		3級 （喉頭摘出手術を受けた方に限ります。）		特別、第1、第2項症 （喉頭摘出手術を受けた方に限ります。）	
	上肢不自由		1級、2級の1、2級の2		特別、第1、第2、第3項症	
	下肢不自由		1、2、3、4、 5、6級	1、2級及び 3級の1	特別、第1、第2、 第3、第4、第5、 第6項症及び第1、 第2、第3款症	特別、第1、第2、 第3項症
	体幹不自由		1、2、3、5級	1、2、3級	特別、第1、第2、 第3、第4項症	
	乳幼児期以前の 非進行性 脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級、2級（一上肢のみに運動機能障害がある 場合を除きます。）		—	—
		移動機能	1、2、3、4、 5、6級	1、2、3級 （一下肢のみに運動 機能障害がある場合 を除きます。）	—	—
	心臓機能障害		1、3級		特別、第1、第2、第3項症	
	じん臓機能障害					
	呼吸器機能障害					
	ぼうこう又は直腸の機能障害					
	小腸機能障害					
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1、2、3級		—	—	
肝臓機能障害		1、2、3級		特別、第1、第2、第3項症		
申請に必要な添付書類			・身体障害者手帳 ・自動車検査証（注） ・運転免許証	左欄に加え、市町村 長が発行する生計同 一証明書	・戦傷病者手帳 ・自動車検査証（注） ・運転免許証	左欄に加え、県社会 福祉課長が発行する 生計同一証明書

B 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

障害者手帳等の区分		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
運転者		本人	生計同一者	本人	生計同一者
障害の程度		A 1、A 2		1 級	
申請に必要な添付書類		・療育手帳 ・自動車検査証（注） ・運転免許証	左欄に加え、市町村長が発行する生計同一証明書	・精神障害者保健福祉手帳 ・自動車検査証（注） ・運転免許証	左欄に加え、市町村長が発行する生計同一証明書

C 身体障害者等を常時介護している方

障害者手帳等の区分		身体障害者手帳等	
運転者		常時介護者	
障害の程度等		A、Bの表の生計同一者の区分と同程度の障害で、単身又は身体障害者等のみで構成される世帯で生活することを常況とし、継続的（1年以上）かつ日常的（週3日以上）に通学、通院、通所又は生業のために使用	
申請に必要な添付書類		・身体障害者手帳等 ・自動車検査証（注） ・運転免許証 ・市町村長が発行する常時介護証明書	

<注意事項>

- （注）電子車検証に切り替わった方は、併せて「自動車検査証記録事項」を提出してください。電子車検証等についての詳細は、国土交通省ホームページ（電子車検証特設サイト：https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/）を御確認ください。
- ※1 生計同一証明書及び常時介護証明書は、市町村役場（市福祉事務所又は町村障害福祉担当課）で交付を受けられます。生計同一証明書の発行には、通院等を証明する書類及び住民票等が、常時介護証明書の発行には、自動車運行計画書、誓約書、週3日以上に通院等を証明する書類及び住民票等が必要となりますので、お住いの市町村役場に御確認ください。なお、証明書の有効期限は発行から3か月です。
- ※2 身体障害者手帳をお持ちの方で、個々の障害が表Aに示す等級に該当しなくても、複数の障害をお持ちの場合、減免の対象となる場合があります。詳しくは、内側の「2 減免の対象となる障害の程度」を御覧ください。
- ※3 申請に必要な書類は、写しをとらせていただく場合があります。
- ※4 減免を受けていた軽自動車の抹消又は名義変更をして、普通車の減免申請を行う場合は、軽自動車を抹消又は名義変更したことが確認できる書類を添付してください。（抹消の場合：「返納証明書（写し可）」、名義変更の場合：「変更後の車検証の写し」）

身体障害者等のために使用する自動車に対する自動車税の減免のお知らせ

鹿児島県では、身体障害者等のために使用する自動車について、一定の要件に該当する場合に、自動車税の減免を行う制度を設けています。

減免を受ける場合には、減免の申請をしていただく必要があり、このリーフレットでは、減免の対象や手続きについて説明しています。

御不明な点がある場合や、詳しい内容を知りたい場合などには、下部に記載の鹿児島地域振興局自動車税課又はお近くの地域振興局等までお問い合わせください。

- 減免の申請書は鹿児島地域振興局自動車税課又はお近くの地域振興局等でお受け取りいただくか、鹿児島県のホームページでダウンロードいただけます。（ホームページでも、本リーフレットと同様の内容を御覧いただけます。）

（URL）

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/genmen4.html>

又は で検索



◆お問合せ先

鹿児島地域振興局 自動車税課

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目5-1 電話番号 099-261-5611

名称	電話番号	名称	電話番号
鹿児島地域振興局 県税管理課	099-805-7211	大隅地域振興局 県税課	0994-52-2093
南薩地域振興局 県税課	0993-52-1315	大隅地域振興局 曾於市駐在	099-482-1138
北薩地域振興局 県税課	0996-25-5202	熊毛支庁 県税課	0997-22-0063
始良・伊佐地域振興局 県税課	0995-63-8114	大島支庁 県税課	0997-57-7225

1 減免の対象となる自動車

- ・ 身体障害者、精神障害者又は知的障害者の方（以下「身体障害者等」といいます。）が所有する自動車で、専らその身体障害者等が自ら運転する自動車
- ・ 身体障害者等が所有する自動車（身体障害者で18歳未満の方、精神障害者又は知的障害者の方の場合は、生計を一にする方が所有する自動車を含む。）で、専らその身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために、その身体障害者等と生計を一にする方が運転する自動車
- ・ 身体障害者等が所有する自動車で、専らその身体障害者等（その身体障害者等が、単身又は身体障害者等のみの世帯に属する場合に限ります。）の通学、通院、通所又は生業のために、その身体障害者等を常時介護する方が運転する自動車

<注意事項>

- ※1 減免の対象となる自動車は、身体障害者等1人につき1台に限ります。すでに減免を受けている自動車を抹消又は移転登録せずに、他の自動車の減免は受けられません。
- ※2 1人1台の制限は、軽自動車を含みます。すでに軽自動車で減免を受けている場合、その軽自動車を抹消又は移転登録するまで普通自動車の減免は受けられません。
- ※3 自動車検査証の所有者及び使用者が身体障害者等の名義（身体障害者で18歳未満の方、精神障害者又は知的障害者の方の場合は、生計を一にする方の名義でも可）である必要があります。
- ※4 自動車が所有権留保されている場合（所有者が自動車会社等名義）は、使用者が身体障害者等の名義（身体障害者で18歳未満の方、精神障害者又は知的障害者の方の場合は、生計を一にする方の名義でも可）である必要があります。

2 減免の対象となる障害の程度

個々の障害が、裏面の表に示す等級に該当する場合、減免の対象となります。
ただし、身体障害者手帳をお持ちの方で、個々の障害が等級に該当しなくても、複数の障害をお持ちで、次のいずれかに該当する場合は、減免の対象となります。

- ・ 同一の障害の区分に当てはまる障害のみを合算し、合算した等級が減免対象の等級に該当する場合（ただし、視覚障害は3級以上、上肢障害は1級、下肢障害の生計同一者又は常時介護者運転は2級以上の場合）
- ・ 生計同一者又は常時介護者運転の場合で、下肢障害6級以上を含み、かつ異なる部位の障害等級の合算判定の結果、合算後の等級が2級以上となる場合

<注意事項>

- ※ 部位ごとの等級が不明な場合など、障害の内容によっては減免できない場合がありますので、あらかじめ鹿児島地域振興局自動車税課又はお近くの地域振興局に御相談ください。

3 減免額

減免の額には上限があります。上限を超える場合は、上限額との差額を負担していただきます。

自動車税	年税額 45,000円	
	※1 グリーン化特例による重課対象車の場合は次のとおりです。	
	バス・トラック	49,500円（上限額に1.1を乗じた額）
	その他の自動車	51,700円（上限額に1.15を乗じた額）
	※2 月割で課される自動車税を減免する場合や、年税額を月割で減免する場合は、減免の上限額も月割となります。	
	【自己負担が生じる場合の例】	
	① 年税額51,000円の乗用車の場合	自己負担額6,000円（51,000－45,000）
	② ①の重課対象車の場合	自己負担額6,900円（58,600－51,700）
	③ 年税額53,100円のトラックの場合	自己負担額8,100円（53,100－45,000）
	④ ③の重課対象車の場合	自己負担額8,800円（58,300－49,500）

4 申請の手続き

減免を受けるためには、申請が必要です。減免の申請書と裏面「7 減免の対象となる障害の程度と申請に必要な書類（添付書類）」に記載の添付書類を、鹿児島地域振興局自動車税課又はお近くの地域振興局等へ提出してください。

また、自動車を買い替えた場合など、所有する自動車が変わった場合にも改めて申請が必要です。既に自動車税の減免を受けている自動車を買替えた場合等の取扱いとは次表のとおりとなります。

区分	申請する自動車	自動車税の減免の始期
障害者手帳等の交付を受けて初回の申請又は既減免車を抹消登録して申請	前年度以前から所有	翌月から減免
	新規登録で取得	翌月から減免
	当該年度に移転登録で取得	翌年度から減免
既減免車を年度中に移転登録して申請	前年度以前から所有	翌年度から減免
	新規登録で取得	翌年度から減免
	当該年度に移転登録で取得	翌年度から減免

<注意事項>

- ※1 前年度以前から所有している自動車の減免申請で、前年度以前から全ての要件を満たしている場合、納期限の7日前までに申請がなされれば、翌月からではなく、当該年度1年分の自動車税を減免します。
- ※2 既に減免を受けている自動車を抹消登録した場合で、新たに購入した自動車を新規登録した場合に限り、当該年度の自動車税は月割（減免上限額の月割額まで）で減免します。
- ※3 既に減免を受けている自動車を下取りに出したり、譲渡したりした場合には、既にその自動車の年税額が減免されているため、新たに取得した自動車の当該年度の自動車税は減免できず、翌年度からの減免となります。（移転登録した後も、その年度中は、既に減免を受けている自動車が減免制度を引き継ぐため、新規登録した自動車の同年度中の減免はできません。この場合、新規登録した自動車の減免の適用は翌年度からとなり、自動車税は、同年度の残りの月数分が課税されます。）

5 減免を受けている自動車の継続検査（車検）を受ける場合

減免を受けている自動車の継続検査（車検）を受ける場合に必要な納税証明書は、鹿児島地域振興局自動車税課又はお近くの地域振興局等で発行できます。その際には、下記の書類をお持ちの上、お越しくください。

本人運転の場合	・自動車検査証（提示）（注） ・身体障害者手帳等（原本の提示） ・運転免許証（表面裏面の写しを提出）又はマイナ免許証（免許証読み取りアプリから免許情報記録を紙出力したもの）
生計同一者又は常時介護者運転の場合	本人運転の場合の書類に加えて、以下いずれかの書類 ・生計同一証明書又は常時介護証明書（提出） ・住民票の写し（ <u>身体障害者等と運転者、登録されている自動車の名義人の住所がわかるもの</u> ）（提出）

6 減免の要件に該当しなくなった場合

自動車税の減免は、要件を満たす場合に適用されます。下記の事例のように減免の要件に該当しなくなった場合には、自動車税が課されることとなりますので、その場合は、速やかに鹿児島地域振興局自動車税課又はお近くの地域振興局等へ届け出てください。

本人運転で減免を受けている方	生計同一者運転（介添運転）で減免を受けている方
・減免を受けている自動車の運転ができなくなった場合 ・県外へ転出される場合 ・施設等に入所し、自動車を使用しなくなった場合 ・入院された場合 ・死亡された場合 ・減免の対象等級に該当しなくなった場合 ・運転免許証を返納、取消、更新しなかった場合	・介添運転者が、申請した自動車の運転が不可能になった場合 ・身体障害者又は介添運転者が住所を変更される場合 ・身体障害者等が施設等に入所される場合 ・身体障害者又は介添運転者が入院された場合 ・身体障害者又は介添運転者が死亡された場合 ・減免の対象等級に該当しなくなった場合 ・運転免許証を返納、取消、更新しなかった場合

※ 減免の要件に該当しなくなった場合は、該当しなくなった時期に遡って課税される場合があります。